

東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務 プロポーザル評価要領

1 目的

本要領は、東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務の受託候補者を公募型プロポーザルで選定するにあたり、東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務委託プロポーザル実施要領に定めるもののほか、その評価方法及び基準を示すものである。

2 評価方法

- (1) 東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、本要領に基づきプロポーザルの参加事業者（以下「参加者」という。）の企画提案内容についての評価及び審査を行う。
- (2) 審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション審査を経て、本要領に記す評価点に基づき採点を行い、受託候補者（最秀提案者）、次点者（優秀提案者）を選定する。

3 評価基準

評価事項及び評価点については、次のとおりとする。

項目	内容	配点
基本方針	本業務の目的に合致し、仕様書の内容を理解した内容となっているか	10点
導入システムの内容	仕様書の各要件に対する提案が具体的に記載されているか。不足はないか。	10点
セキュリティ	セキュリティ対策について、具体的な提案または説明がなされているか	10点
運用・保守対応 支援体制	・運用・保守について、十分な対応を予定しているか ・操作マニュアルや試行運用時の対応について、具体的な提案がされているか。	10点
業務の実施体制	・人員配置は、責任者、役割分担、担当者役職、専任・兼務等が具体的に示されているか ・本業務を確実に履行できる体制となっていて、十分な人数が確保されているか。	10点
価格	価格の設定（次年度以降の利用料等も含む）は妥当か。	10点
	合計	60点

4 受託候補者、次点者の選定

審査委員会は、3（1）及び（2）による各審査委員の評価点を合計し、合計得点が高い順に受託候補者と次点者を選定する。

なお、合計得点が高点となる者が複数あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

5 最低基準点

- 「東神楽町立学校オンライン授業システム導入業務委託プロポーザル実施要領」 1
2（2）の最低基準点は、総合得点満点の6割とする。